

# 政策形成とシンクタンク

市民セクターの強化に向けて

## ■プログラム

15:00 開会挨拶

来賓挨拶

15:10 基調報告

「政策形成と政治決定」—政府の政策形成への市民活動団体の関与の事例から

坪郷 實（早稲田大学社会科学総合学術院教授／市民がつくる政策調査会代表理事）

15:35 ディスカッション

パネリスト

稲葉 奈々子（茨城大学人文学部准教授）

龍井 葉二（連合総合生活開発研究所副所長）

辻元 清美（衆議院議員・民主党副幹事長）

坪郷 實（早稲田大学社会科学総合学術院教授／市民がつくる政策調査会代表理事）

三木 由希子（情報公開クリアリングハウス代表理事）

コーディネーター

樋口 直人（徳島大学総合科学部准教授）

17:00 閉会

■日時：2013年3月14日（木）15:00～17:00

■会場：衆議院第2議員会館 多目的会議室

■主催・共催：市民がつくる政策調査会・市民セクター政策機構

■連絡先：市民がつくる政策調査会

TEL●03-5226-8843 FAX●03-5226-8845 E-mail●shimin@c-poli.org



## ■目次

- プロフィール
  
- 基調報告「政策形成と政治決定」 ..... 1
  
- 政策形成検証研究会 中間整理 ..... 6
  
- 「市民政策シンクタンク」の構想 .....13
  
- 連合総研の活動から .....17
  
- 参考資料 「韓国の政党シンクタンク」 .....20

## ■プロフィール

### □基調報告・パネリスト

#### ○坪郷 實(つぼごう みのる)

早稲田大学社会科学総合学術院教授、NPO 法人市民がつくる政策調査会代表理事。

専門は、比較政治、環境政治、市民社会論。

主な著書に『環境政策の政治学——ドイツと日本』(早稲田大学出版部、2009年)、『ドイツの市民自治体』(生活社、2007年)、編著『比較・政治参加』(ミネルヴァ書房、2009年)、共編著『新しい公共と市民活動・労働運動』(明石書店、2011年)など。

認定 NPO 法人まちぽつと理事、市民セクター政策機構理事など。

### □パネリスト

#### ○稲葉 奈々子(いなば ななこ)

茨城大学人文学部准教授。

東京大学大学院総合文化研究科博士課程を経て茨城大学教員。

貧困層の社会運動を研究テーマとし、フランスのホームレス家族による空家占拠による住宅への権利運動を研究。日仏の「持たざる者の運動」にかかわり、世界社会フォーラム、反 G8 運動などの反グローバリズム運動に参加。

主な著書に「グローバリゼーションと社会運動」『社会学事典』2010年丸善、「グローバリゼーション—『もう一つ』の世界を求める市民たち」『現代フランスを知るための62章』2010年明石書店など。

#### ○龍井 葉二(たつい ようじ)

公益財団法人 連合総合生活開発研究所(連合総研)副所長。

1949年東京生まれ。日本労働組合総評議会(総評)本部勤務を経て1989年から日本労働組合総連合会(連合)事務局へ。総合労働局長、総合政策局長、総合男女平等局長、非正規労働センター長などを経て、2009年10月から現職。

主な著書に『『解雇・退職』対策ガイド』『働く女性のお助け本』(緑風出版・いずれも共著)など。

## ○辻元 清美(つじもと きよみ)

衆議院議員(5期)。民主党副幹事長、NPO局長。

早稲田大学教育学部卒業。学生時代にNGO『ピースポート』を創設、世界60カ国と民間外交を進める。1996年衆議院選挙初当選。NPO法、被災者生活再建支援法、情報公開法などに取組む。2009年の政権交代と同時に国土交通副大臣(運輸・交通・観光・危機管理担当)に就任。2011年3月、東日本大震災発生の日後に災害ボランティア担当の内閣総理大臣補佐官に就任。

現在、衆議院予算委員会委員、民主党副幹事長、「新しい公共」推進会議副議長、NPO議員連盟幹事長、脱原発ロードマップを考える会呼びかけ人、社会的包摂プロジェクトチーム副会長、森林・林業調査会副会長、日中友好協会顧問など。

主な著書に『へこたれへん。』(角川書店)、『世代間連帯』(上野千鶴子氏と共著・岩波新書)など多数。最新刊は『いま、「政治の質」を変える』(岩波書店刊)。

## ○三木 由希子(みき ゆきこ)

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長。

横浜市立大学文理学部卒業。情報公開法を求める市民運動事務局スタッフ。組織改称・改編にともなうNPO法人情報公開クリアリングハウスの設立とともに室長となり、2011年から現職。情報公開・個人情報保護制度やその関連制度に関する調査研究、政策提案、意見表明を行うとともに、市民の制度利用のサポート、行政、議員に対しても情報提供や政策立案への協力などを行っている。

特定非営利活動法人NPOまちぽつと理事、市民と議員の条例づくり交流会議運営委員。東京都国立市情報公開・個人情報運営審議会委員、内閣府行政透明化検討チーム構成員などを歴任。

## □コーディネーター

### ○樋口 直人(ひぐち なおと)

徳島大学総合科学部准教授。

一橋大学社会学部卒業後、同大学院を経て、徳島大学教員。

専門は社会学で、現在の研究テーマは在日外国人、社会運動と政治。

主な著書に『顔の見えない定住化——日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』(名古屋大学出版会、2005年)、『再帰的近代の政治社会学——吉野川可動堰問題と民主主義の実験』(ミネルヴァ書房、2008年)、『国境を越える——滞日ムスリム移民の社会学』(青弓社、2007年)など。

# 基調報告

## 「政策形成と政治決定——政府の政策形成への市民活動団体の関与の事例から」

坪郷 實(市民がつくる政策調査会  
・早稲田大学社会科学総合学術院)

市民政策提案フォーラム「政策形成とシンクタンク——市民セクターの強化に向けて」  
主催・共催 市民がつくる政策調査会・市民セクター政策機構  
2013.3.14 衆議院第2議員会館多目的会議室

1

## 1 政権交代のあるデモクラシーの現状

- (1)2009年の「政権交代選挙」と民主党政権が目指した政府改革
- 国家戦略局(室) 行政刷新会議
  - 閣僚委員会
  - 事務次官会議の廃止
  - 問題点 マニフェストと政権政策  
政権運営 組織マネジメント
  - 有権者とのコミュニケーション
  
  - 官僚内閣制から国会内閣制へ
- (2) 政策形成と政治的決定——中央省庁の制度疲労

2

(3) 地域・自治体レベルにおける政策開発の活発化  
市民参加の拡大

- 地域におけるニーズの抽出と政策開発は市民活動によって
- 地域の現場志向の政策づくり

3

## 2 民主党政権における政策づくりへの NPOの参加

(1)「特命チーム」への参加

- 「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム  
座長代理—社会的包摂推進室  
パーソナル・サポートモデル事業(伴走型)  
担い手をNPOのネットワークで構成  
よりそいホットライン(社会的包摂サポートセンター)
- 行政透明化検討チーム(2010.04~08)

4

## (2) 審議会・委員会への参加

- 「障がい者制度改革推進会議」(2010.01～2012.03)  
2011年障がい者基本法改定
- 「障がい者政策委員会」(法定)(2012.07～)
  
- 「新しい公共」円卓会議(鳩山政権)
- 「新しい公共」推進会議(菅政権)(野田政権)  
NPO税制の画期的改革(税額控除制度、新パブリック・サポート・テスト、自治体条例による制度等)  
「『新しい公共』による被災者支援活動などに関する制度等のあり方について」

5

## (3) 政策決定プロセスへの参加など

- 「エネルギー・環境会議」「革新的エネルギー・環境戦略」の策定  
パブリック・コメント  
意見聴取会 討論型世論調査
  
- 国際会議の政府代表団にNGO代表者の参加  
NGO、経団連、連合
  
- 脱原発の社会運動 集会・デモ 官邸前集会 脱原発住民投票など

6

### 3 「市民政策シンクタンク」の構想 ——政策提言型NPOの強化のために

#### (1)シンクタンク

- 独立の立場
- 独自の調査と政策研究に基づき、新たな政策課題について政策・制度の提案
- 政策研究者の養成、市民教育など教育機能
- 議員候補者の研修機能
- 政府の政策に対する代替案の提案

7

#### (2)「政策、人、資金」という3つの課題

- シンクタンク機能とロビーイング機能
- 地域における市民ニーズの把握調査、調査研究、政策づくりフォーラム、広報活動、政策提言、政策実現のためのロビー活動

#### (3)「市民政策シンクタンク」構想の提起

- 「コンソーシアム(連合体)型」により「政策アイデア、人、資金」の集積
- 「仲介型・助成型市民基金」
- コンソーシアム、生協、大学、研究機関の連携

8

#### (4)政党系シンクタンクの必要性

- 政党系シンクタンクにより政策提言型NPOとの連携
- 市民政策提案フォーラムの開催

9

## 4 政府改革・国会改革・分権改革へ

### (1)政府改革

### (2)国会改革 「討議の場」

#### 「通年国会」

- 国会が独自の政策情報の収集整理、調査研究活動(国政調査)
- 政策専門家と市民の参加
- 国会を「政策づくりの場」に

### (3)分権改革

- 市民主導、自治体主導で地域において多様な展開へ

10

- 参考文献
- 『市民政策——市民と議員をつなぐ政策情報誌』67号  
(2010.11)特集「政権交代と政策決定への市民参加」
- 「政策形成・決定過程における市民・NGO等の関与に関する調査研究」(市民がつくる政策調査会)(2012.11.05  
～)
- 「市民活動を支えるシンクタンク組織のあり方に関する研究プロジェクト」(市民がつくる政策調査会)(2011.11.  
～)
  
- 坪郷實「参加民主主義の課題」『DIO 連合総研レポート』No.280(2013.03)
- 坪郷實・中村圭介編『新しい公共と市民活動・労働運動』(明石書店、2011年)

# 政策形成検証研究会

## 中間整理

2013年3月14日

### 経緯・主旨

- ・ 政府、行政における政策形成・決定は、政策ごとに様々なしくみが用いられている。
  - ① 自民党政権時代の「経済財政諮問会議」や民主党政権での「国会戦略会議」など総理大臣をはじめ関係閣僚と民間有識者等により構成されるもの
  - ② 大臣の諮問機関として有識者等で構成される審議会
  - ③ 関係閣僚や副大臣、大臣政務官等で構成されるもの
  - ④ 関係府省の局長や課長などにより構成されるものなどそのしくみは多様である。
- ・ また、法律で定めのある会議帯や、法律の規定はないが設置要綱等により定めのあるもの、まったく設置に際して規定のないもの、などさまざまである。

## 経緯・主旨

- ・ 2009年の政権交代により、民主党はその政策形成・決定過程を変えるべく、政務3役の増員や国家戦略会議、国家戦略室の設置などを進めようとしてきた。
- ・ しかし、“ねじれ国会”の影響もあり特に法律事項については思うように進められていないのが現状である。
- ・ 一方で、障害者政策や行政改革（行政情報公開）、社会的包摂などの政策形成においては、市民・NGOが構成メンバーとして参画する事例も見られる。
- ・ それも、20人や30人といった多くの人員で構成される審議会等とは異なり、多くても10人程度で構成されるケースも少なくない。

## 経緯・主旨

- ・ 以上のような事例から、どのような政策がどのように形成され決定されてきたか、その過程にどのような人材がどのように参画してきたのかを検証・分析し、市民・NGOがどのように参画することが有効なのか、その設置やメンバーの選任についてのルール（制度）をどのように考えるかなどを検討するため、本調査研究を進める。

## 内容

### 1) 自民党政権と民主党政権の比較

外部委員により構成される委員会・審議会等について、2009年8月までと2009年9月からとの委員構成等を比較

### 2) 分析及び提言

1)の検証結果をもとにその分析を行い、政策形成・決定過程への市民・NGOの参加のあり方について提言を示す

## 研究会(プロジェクトチーム)

### ○メンバー

坪郷 實(早稲田大学社会科学総合学術院教授)／  
三木 由希子(情報公開クリアリングハウス)／  
平田 仁子(気候ネットワーク)／尾上 浩二(DPI日本会議)／鈴木 崇弘(城西国際大学大学院客員教授)／  
小林 幸治(市民がつくる政策調査会)

### ○アドバイザー

菅原 敏夫(日本希望製作所)／樋口 直人(徳島大学准教授)／廣瀬 克哉(法政大学教授)／澤口 隆志(市民セクター政策機構)／三宅 弘(弁護士/情報公開クリアリングハウス)

## 調査研究中間まとめ・メモ

### ◎ 委員会・審議会等の委員の分類

#### □調査の内容等

#### 1) 審議会等の一覧及び構成委員の分類

下記分野における審議会等の委員の分類を試みた(国会公務員以外(特別職等含む)のメンバーによる会議のみ)

- ① 障害者
- ② 情報公開・公文書管理
- ③ NPO・「新しい公共」
- ④ 気候変動・エネルギー

## 調査研究中間まとめ・メモ

#### 2) 分類

「市民団体」、「研究者」、「企業・団体」、「自治体」、「その他」に分類

○市民団体＝主にNPO法人、消費者団体関係者など

○研究者＝主に大学教員関係者など

○企業・団体＝主に企業、経済団体、労働組合、業界団体関係者など

○自治体＝主に都道府県、市町村の首長、職員、教育委員会関係者など

○その他＝主に医療従事者、弁護士など

#### 3) 分類のしかた

各審議会等の名簿を入手し、氏名に付されている「所属・肩書き」をもとに分類を行った

## 結果 《障害者》

	委員会等の数	市民団体	研究者	企業・団体	自治体	その他
全体	27	23.0%	35.6%	20.8%	12.0%	6.9%
～2009.8	9	11.2%	35.0%	25.8%	17.8%	8.4%
2009.9～	18	29.0%	35.9%	18.3%	9.1%	6.1%

## 結果 《情報公開・公文書管理》

	委員会等の数	市民団体	研究者	企業・団体	自治体	その他
全体	22	1.4%	57.4%	10.8%	2.7%	27.7%
～2009.8	13	0.7%	62.5%	16.1%	3.6%	17.1%
2009.9～	9	2.2%	50.1%	3.2%	1.4%	43.1%

## 結果 《NPO・「新しい公共」》

	委員会等の数	市民団体	研究者	企業・団体	自治体	その他
全体	19	19.7%	36.1%	24.9%	9.8%	9.5%
~2009.8	11	8.3%	49.9%	24.8%	8.9%	8.1%
2009.9~	8	35.3%	17.1%	25.0%	11.1%	11.5%

## 結果 《気候変動・エネルギー》

	委員会等の数	市民団体	研究者	企業・団体	自治体	その他
全体	46	1.8%	42.4%	30.6%	2.6%	24.8%
~2009.8	24	1.0%	40.7%	30.4%	2.7%	25.2%
2009.9~	22	2.7%	43.1%	28.8%	2.2%	23.2%

## 「市民政策シンクタンク」の構想——市民政策の政策提言・実現のために

2013年03月 「シンクタンク研究会」報告

### 1 「持続可能な社会」に向けての政策・制度の提案・実現

NPO 法人市民がつくる政策調査会(市民政調)は、多くの NPO 法人や市民活動団体、市民と連携をして、「新しい社会づくり」フォーラムの活動を継続している。この活動は以前から開始されていたが、2011年3月11日の東日本大震災、大津波、福島第一原発事故を契機にして、2011年から再開している。

東日本大震災は、これまでの民主主義のあり方、地域における自治のあり方を問い直すものであるため、「新しい社会づくり」の新たな展開を目指して活動を再開している。市民自治の再構築、自治体の再構築、防災から命を助ける「減災」へ、利益誘導で行われてきた原発立地の問題、再生可能エネルギーによる地域再生の問題、市町村合併の影響など、多くの政策課題がある。

東日本大震災における災害救援、被災者支援、復旧・復興プロセスに際して、市町村自治体間の連携、NPO や生協をはじめとして地域内・地域間の市民活動の連携がいかに重要であるかが示されている。

こうした一連の問題は、NPO による政策提言活動がますます重要になっていることを示している。しかし、のちに述べるように、政策・制度づくりの面、人の面、財政の面、それぞれ困難な状況がある。そこで、NPO による政策提言活動をより強化するために、われわれは、新たに複数の NPO によって結成されるコンソーシアム型の「市民政策シンクタンク」の構想を提案したい。

「市民政策シンクタンク」の構想の目的は、「持続可能な社会」に向けての政策・制度の提案を行い、その実現を果たす活動をより強化するためである。新たな「市民政策シンクタンク」の構想を議論するにあたって、まず、これまでの NPO 自体の政策提言活動を強化する課題とともに、国のレベル(政府や国会)、自治体レベルにおける政策づくりをより開かれたものにするという政府改革・国会改革・分権改革の課題について述べよう。

### 2 「新しい公共」における基本問題

民主党政権の下で、鳩山首相による「新しい公共」円卓会議、菅首相と野田首相による「新しい公共」推進会議の活動が継続している。菅首相時の推進会議においては、多くの NPO、NGO、生協のメンバーが委員として活動し、政策提言を行った。この活動の成果の一つとして、「NPO 税制」に関して画期的な改革が行われた。さらに、東日本大震災に際して、『「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について』提言を行った。この中では、たとえば「被災者支援や復興のための支援拠点とそれを支えるプラットフォーム」づくりを提案している。

さて、「新しい公共」に関して多くの議論が行われている。われわれは、「新しい公共」の基

本問題は、政府、市民社会、市場部門という3部門による新たな社会づくり、新たな問題解決の仕組みづくりであると考えられる。この見方は、市民自治から出発して、市民の政治参加、NPOや市民活動による多様なサービスの提供や政策提言活動を重視し、市民による社会づくりに注目する市民参加の視点からの議論である。そして、肝心な点として、「新しい公共」は、市民たちがそれぞれの地域の実情に応じて、地域において市民活動を通じて作っていくものであることを明記しておきたい。このような動きを国の政府も、自治体政府も主導することはできないのである。

ここでは、広い意味での市民の自発的活動の全体を市民社会部門として捉える。この市民社会部門がさらに活発になるには、基盤整備のための制度改革が課題としてある。新たな問題解決の仕組みを作るには、市民社会部門が成熟することによって、これまでの市民社会、政府、市場部門の関係、3者のバランスを変える改革が不可欠である。これには、中期的な展望が必要であり、政府の改革、市場の改革がともに進むことが肝要である。

このような議論が必要なのは、国の政府も、自治体政府も、制度疲労から、地域において市民のニーズ把握が十分にできていないからである。新しい政策・制度の設計、政策の実施、政策評価において、NPOや市民活動団体、「地域活動をする協同組合」などによって、これまでの実践活動に基づく政策提言活動が行われ、市民活動の実践的ノウハウを活用することが不可欠になっている。

### 3 従来型の政策形成の限界を超えるために政府改革・国会改革・分権改革を

2009年衆議院選挙の結果、野党の民主党が主導する連立政権が登場したことにより、与野党が交代する「政権交代のある政党制」が成立した。しかし、これまで議論されてきたように、内閣主導體制を確立するとともに、内閣と官僚制の関係の明確化を行う政府改革はまだ道半ばである。

「政権交代のある民主主義」において、政府改革と国会改革は車の両輪である。国会において、内閣提出法案、議員提出法案をめぐって与野党議員が政策に関する活発な討論を行い、国会外の専門家、市民が参加できる機会の創出により多様な意見を吸収し、より良い法案を作るために審議を尽くす仕組みが形成されることが必要である。その改革の端緒として、法案審議における初期の段階での公聴会開催、多様な立場の参考人の招致を行うこと、請願制度の改革がある。

政府部門の改革には、分権改革を一層進め、市町村自治体に権限と財源を移譲し、自治体議会の改革を含む「自治体の再構築」が重要である。同時に、国のレベルと自治体レベルの両方において、政策の優先順位を明確にし、これまでの政策・事業の見直し、行政組織の見直しが不可欠である。

このような政府改革、国会改革、分権改革を通じて、政府レベル、国会レベル、自治体レベルのいずれにおいても、政策づくりにおいて政策の専門家、市民が参加できる開かれた回路をつくり、「開かれた多様な価値観からの政策諮問、意見表明、政策相談」を可能にすることが肝要である。その際、これまでの政策づくりにおける審議会や委員会のあり方、メンバー選出プ

ロセスに関する改革が必要になる。この点について、イギリスで行われている審議会などの委員の情報公開、選考過程についての情報公開及び審査の制度を参考例として挙げることができる。

#### 4 日本におけるシンクタンクの試み

ここで、日本におけるシンクタンクをめぐる議論を若干見ておきたい、アメリカ合衆国、イギリス、ドイツ、韓国など、世界におけるシンクタンクの現状は多様であり、政党系シンクタンク、民間非営利独立系のシンクタンク、企業系のシンクタンクなどがある。日本においても、企業系シンクタンク、民間非営利独立系のシンクタンクが活動をしており、政党系シンクタンクの試みも行われてきた。

シンクタンクは、基本的に独立した立場から、独自の調査と政策研究に基づき、新たな課題に対して新たな政策・制度の提言を行う。シンクタンクによっては、政策研究に基づき、政策研究者の養成、市民のための教育を行う教育機能を持つものもあり、さらに議員候補者の研修機能を持つものもある。民間非営利独立系のシンクタンクには、政府の政策に対する代替案の提案を行う機能がある。

独自の調査研究に基づく政策提言を行うシンクタンクの機能と、政策実現のために政党・議員に対して、政府機関に対して、ロビー活動を行うロビーイング機能とは、別の機能として区別する必要がある。

#### 5 市民社会部門の強化のために

先に述べた市民社会部門全体の強化を行うためには、基盤整備が必要である。市民活動の側では、市民活動の促進のために、地域単位の市民活動交流促進センターの整備、政策課題ごとの連合組織やネットワークの形成、地域における総合的ネットワークや全国レベルの総合的ネットワークの形成が漸進的になされることが肝要である。地域における事業型 NPO、政策提言型 NPO、ネットワーク型 NPO などの活動をより広げるためには、市民基金・市民金融の仕組みの整備が重要である。現在、すでに NPO バンクの動きがあるが、新たに公益財団京都地域創造基金のように、「NPO の事業やプロジェクト活動」と「市民の寄附」を結びつける「仲介型・助成型市民基金」が活動を始めている。

政府の側の動きとして、すでに述べた「NPO 税制の改革」が行われた。今後の課題として、たとえば「出資型非営利法人制度」、市民事業などに関連して「公契約条例の制定」、「休眠預金の活用」などがあげられる。

このような市民社会部門の動き、政府部門の動き、この両方をさらに進めていくためにも、政策提言型 NPO の活動が一層重要になっている。

さて、市民政調、市民セクター政策機構、まちぽつとなど NPO 法人や市民活動団体は、独自の調査研究に基づいて、具体的な政策提言を行っている。地域における市民ニーズを発掘する調査から、実態調査・分析を行い、市民活動の実践の蓄積に基づいた政策提言活動を行っている。たとえば、市民政調は、これまでも、政策提言に取り組んでいる NPO・市民活動団体と

連携し、共同プロジェクトを結成している。そして、このプロジェクトの活動として調査研究を行い、政策制度提案を行い、さらに実現に向けて重点的にロビー活動を展開している。共同プロジェクトにより、政策面でも、参加する NPO それぞれの蓄積が活かされる。しかし、多くの政策提言型 NPO は、資金的基礎が脆弱であり、一つ一つの NPO のスタッフの数も限られている。この困難を克服する道を考えることが必要である。

## 6 「市民政策シンクタンク・コンソーシアム」構想

市民社会部門の強化のためには、これまで述べてきたように、政策提言型 NPO の一層の展開が必要とされている。政策提言型 NPO の活動を継続するためには、「政策、人、資金」という3つの課題がある。

第1に、「政策づくり」に関しては、地域における市民のニーズ把握調査、調査研究の実施、市民参加による政策づくりフォーラムの開催、恒常的な広報活動(情報提供・調査報告・研究報告・法律や条例分析などを掲載する機関誌の発行)、単独ないし複数の NPO と連携して独自の調査に基づく政策提言、政策実現のためのロビー活動などがあげられる。すでにみたように、シンクタンク機能とロビーイング機能とは区別する必要がある。しかし、NPO の場合、シンクタンク機能を主とするが、ロビー活動を行う複合型シンクタンクを想定するのが、現実的であると考える。

第2に、「人」に関しては、上記の課題を行うためには、複数の政策専門家・政策市民の緊密なグループを要する。多くの政策提言型 NPO の専任スタッフは1人から数人規模であるが、最低5人程度のまとまったスタッフ・グループが必要である。

第3に、「資金」については、会費、寄附による資金確保、財団、基金による調査研究プロジェクト資金の確保、市民活動支援団体による資金確保などが考えられる。

政策提言型 NPO の活動を強化し、継続するため、新たな「市民政策シンクタンク」の形成を提案する。この「市民政策シンクタンク」は、先の3つの課題を解かねばならない。本報告では、その実現のための道の一つとして、中核になる政策提言型 NPO を起点にした「複数の政策提言型 NPO の連合体(コンソーシアム)」の結成を提案する。このコンソーシアムを組むことによって、政策アイデア、人、資金の集積を行うことが可能になり、活動が継続できると考える。

さらに、寄附者とこのコンソーシアムをつなぐ「仲介型助成型市民基金」の活動が有用である。継続的活動のためには、政策専門家・政策市民の輩出のための教育が不可欠であるが、それには、このコンソーシアム、生協、大学、研究機関の連携が、重要になる。

「市民政策シンクタンク・コンソーシアム」は、政党との関係では、基本的に独立した活動を行い、多様な価値観を共有する立場に立つ。政党系シンクタンクが形成されるならば、政党とこのコンソーシアムとの間で、政策課題ごとに政策フォーラムを作り、恒常的な政策議論を行うことも、課題となるであろう。

# 連合総研の活動から

龍井葉二（連合総研）

## 0. 連合総研とは？

- ・働くもののシンクタンク  
1987年12月に連合（民間）が設立。2011年4月に公益財団法人へ。  
雇用、社会保障分野を中心に調査・研究→政策提言も
- ・ホームページ→ <http://www.rengo-soken.or.jp/>

## 1. 最近の調査・研究から

### (1) 基本的な方向

大きな変化の枠組みに関するもの  
具体的な実態把握と提言

### (2) 実態把握に関する調査・研究例（→HPを参照）

- ・ワーキングプア 120人のヒアリング調査
- ・職業訓練の現状と課題
- ・改正パート労働法の効果
- ・求職者支援制度の活用状況
- ・地域福祉の現状と課題
- ・就労困難者支援制度の活用状況 など

### (3) 主な特徴

- ・働く者、当事者の視点
- ・ヒアリングによる実態把握
- ・研究者と実務者の連携
- ・制度のあり方+運用のあり方に関する提言

## 2. いま求められるもの

### (1) 「政権交代」の教訓

- ・政策決定のプロセスを変えられたか？ 新しい公共
- ・必要な政策の優先順位をつけられたか？
- ・政策実現のための運動を展開できたか？

### (2) 「市民参加」へ 三つのレベルの課題

- ・市民参加のための新たな枠組み・仕組み作り  
「市民の一般意志」？ → 部分要求・切実さの調整・合意
- ・市民セクターの拡充に向けた運動と政策
- ・働くもの、生活者目線に立った国や自治体に対する政策提言

# 「日本再生戦略」への期待

龍井葉二  
連合総研副所長

政 府が去る7月末に公表した「日本再生戦略」。各省庁からの寄せ集め、具体的効果が乏しかった「新成長戦略」の焼き直し、裏付けのない雇用創出目標…など、マスコミの評価はおおむね手厳しかったようだ。

「日本再生戦略」は、その基本方針の冒頭でこうのべている。

『「新成長戦略」が目指したのは、旧来型の政策体系の転換である。公共事業への過度な依存、供給サイド偏重の考え方を是正し、新たな需要や雇用を創出することを企図した。』

問われているのは、この「転換」と「是正」の方向である。

周知のように、2011年9月に発足した野田内閣は、「分厚い中間層の復活」を掲げた。それは歓迎すべきことであるが、ではなぜ中間層は減少したのか？

この点についてきちんとした分析がなければ、「転換」の方向は見えてこないはずだ。ところが、今年の6月に内閣府でまとめられた「日本経済の新しい成長と分厚い中間層の復活に向けて」というレポートによると、その要因は、グローバル化の進展などの下での「企業コストの圧縮」に専ら帰せられてしまっている。ここには「政策体系」は登場していない。

問題が非常にわかりにくくなっているのは、先の「旧来型の政策体系」が何を指しているのかが不明だからだ。「公共事業への過度な依存」の是正をはじめとする「旧来型の政策体系の転換」は、実は小泉内閣もまた主張していたことであり、その下でこそ「中間層の減少」が起こったのではなかったか？

さらに、雇用の流動化を推し進めてきた雇用政策は、どう「転換」し「是正」されるのか？

一方、「新しい雇用の創出」に関して

は、8月に『「つくる」「そだてる」「つなぐ」「まもる」雇用政策の推進』と題する報告書が厚労省の雇用政策研究会によってまとめられており、雇用創出策を産業育成政策と一体のものとして、「地域づくり」の一環として推進すべきことが強調されている。かなり共感できる内容なのだが、ではいまの疲弊した地域に、独自の施策を進める力は果たしてあるのだろうか？ ここで求められるのはやはり国の施策ではないのか？

これまでの雇用創出策で、いつもネックとなるのがその財源であった。すでに、連合総研の「経済情勢報告」でも強調してきたように、民間企業における「貯蓄過剰」が行き場を失って大量に蓄積されており、それが片や国際金融不安、片や国内のデフレを招く一つの要因になっている。その企業貯蓄や家計の貯蓄から資金を調達し、それによって雇用を生み出していくことは、「借金を増やす」のではなく、「税収を増やす」ことにつながっていくはずである。つまり、政府が、「新しい公共」分野を中心に「先行投資」することが、デフレ脱却と財政健全化のスターターの役割を發揮することになる。（ここであえてスターターというのは、これによって民間部門にも金回りが行き渡るようになれば、政府の出番はなくなるという意味である。）

短期的な「財政最優先」を脱し、「先行投資」を通じてまずは安心できる雇用と社会保障の基盤をつくり、その結果として財政健全化に結びつくような中期的なシナリオを示すことである。

だが、労働組合も、政策に注文をつけるだけでは済まされない。地域雇用創出に向けたネットワーク作りに積極的に参加し、「地域づくり」の重要な担い手として役割を發揮していくべきだろう。

政権交代論議に欠けているもの

龍井葉二  
連合総研副所長

**前**回の安倍内閣は、継承すべき小泉構造改革路線と自らの保守主義の両立というジレンマのなかで自滅を余儀なくされた。今回は安倍首相にとっての「再チャレンジ」ということになる。

とにかく参院選までは今の「気」を持たせようということなので、「アベノミクス」なる‘お伽噺’の三本の矢も方向はバラバラ。賃金引き上げをアピールする足下では公務員賃金や生活保護水準の引き下げが進められ、物価上昇と株価上昇の下で「分厚い貧困層」の拡大だけが進むことにもなりかねない。急速な円安にしても、日本国債の下落に連動すれば国際的な危機にまで発展しかねない。

今の日本が、こうした当面の選挙対策で乗り切れるような状況でないことは、民主党政権の三年間が痛いほど教えてくれた筈である。そのことを考えるには、もう少し長期的な視点が不可欠となる。

05年頃から様々な場で用いてきた一つのチャートがある。

a) 国家・市場 ↔ 中間地帯 ← 個人

という単純なもので、これまでの日本社会が、裸の個人が直に国家や市場と向き合うのではなく、企業や家族、地域といった中間地帯を（良くも悪くも）介在させてきたことを示している。とくに、企業が正社員を抱え、正社員が家族を養うという二重の「包摂」が戦後社会の基盤であり、族議員と公共事業を通じた地域と併せ、自民党の支持基盤を作ってきたといえる。

しかし、企業や家族、地域への信頼が徐々に薄れてくるに従って、中間地帯が崩れ始め、個人が直に国家や市場と向き合う社会へと変貌してくる。

b) 国家・市場 ← → …… ← 個人

こうした社会の‘液状化’が生み出

している諸々の問題を、ここで改めて指摘する必要はないだろう。その危機感も共有されているかのようにも見えている。だが、それへの対応策は大きく分かれている。旧来型のa) へと回帰させるのか。b) において、国家を強めていくのか、市場を強めていくのか。根本的な路線の問題であるにもかかわらず、民主党政権の時期にも詰められることはなかった。むしろ同居したままだったといえよう。

しかし、この点を回避しては、危機的な状況を克服できないばかりか、次の政権交代の展望も見えてこないのではないか。

c) 国家・市場 ↔ 新たな中間地帯 ← 個人

その方向は、新たな中間地帯を再生させること以外には考えられない。これまでの閉鎖的な共同ではない開かれた共同。すでに全国各地で行われているNPOや社会的企業による「地域づくり」の取り組み。「新しい公共」といわれるものも、そういう性格のものだった筈である。この視点を欠いた、権力ゲームとしての政権交代はほとんど意味がない。

そして、労働組合こそは、この新たな中間地帯の大いなる担い手でなければならない。連合は政権交代の後、「協議・実現型から要求型へ」（古賀会長）と再転換したようだが、要求を掲げた運動展開はもちろんのこと、職場・地域で自ら「実現」していくという任務も忘れてはならないだろう。「社会運動」というのは、企業や産別のワクを越えて、幅広くつながっていくということだけでなく、‘液状化’してしまった「社会」をともに再生していく、作っていくということも意味しているからである。

「地域」や「社会」の担い手としての労働組合。安倍政権と対峙し、民主党の建て直しをめざしていく道は、そこかしこ始まらないのではないだろうか。

## 参考資料

# 「韓国の政党シンクタンク」

(「国立国会図書館調査及び立法考査局  
政治議会調査室・課」資料)

## 韓国ハンナラ党の政策研究所

### 1 概要

#### (1) 根拠法令

##### 政党法第 38 条

「①政治資金法第 27 条の規定に基づく補助金の配分対象政党（以下、「補助金配分対象政党」とする）は、政策の立案・研究活動を促進するために中央党に別途法人として政策研究所（以下、「政策研究所」とする）を設置・運営しなければならない。

②国は、政策研究所の活動を支援することができる。」

##### 政治資金法第 28 条第 2 項

「経常補助金の支給を受けた政党は、その経常補助金の総額の 100 分の 30 以上は、政策研究所（政党法第 38 条（政策研究所の設置運営）による政策研究所をいう。以下同じ）に…（中略）使用しなければならない。」

##### 党憲第 68 条第 2 項

「政策の立案・研究活動を促進するために中央党に別途法人として政策研究所を設置・運用する」

##### 政策研究所設立及び運用に関する規定(党規)

### 2 名称

汝矣島（ヨイド）研究所（政策研究所設立及び運用に関する規定第 2 条）

所在地：ソウル市永登浦区汝矣島洞 13-6 機械会館新館 3 階（賃貸）

### 3 主な業務

- ① 党政策委員会が課した研究課題の遂行
- ② 党の政策立案のための研究及び国会の各委員会の活動支援
- ③ ①、②の業務を拡大させるための政策・知識ネットワークの構築
- ④ 中長期国家ビジョン及び戦略に関する研究
- ⑤ 主要政策懸案に対する世論調査活動
- ⑥ 研究資料の収集整理及び提供
- ⑦ 他の研究機関との協力及び支援のための業務の受託又は委託
- ⑧ その他研究所の目的の達成のために必要な附帯事業

### 4 人員（2009 年度）

研究員数		職員数	
博士級	10	内部雇用	21
修士級	16	外部派遣	37
その他	32		
合計	58	合計	58

(出典) 한나라당 여의도연구소 『2009 년도 정책연구소의 연간 활동실적 보고』 p.1.

### 5 経費（2009 年度）

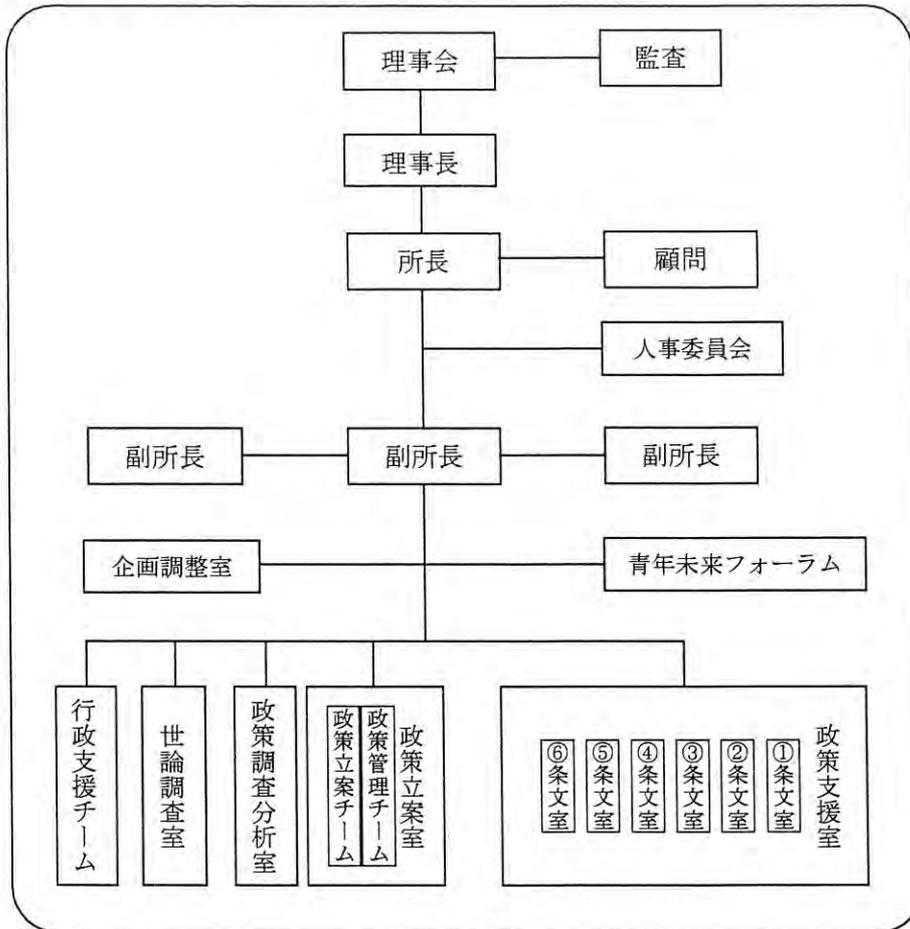
(単位：ウォン)

収入				支出	残額
政党支援金	その他収入	前年度繰越金	計		
6,453,837,828 (約 4 億 9400 万円)	228,700 (約 17,500 円)	639,981,987 (約 4900 万円)	7,094,048,515 (約 5 億 4300 万円)	6,991,849,850 (約 5 億 3500 万円)	102,198,665 (約 780 万円)

(出典) 한나라당 여의도연구소 『2009 년도 정책연구소의 연간 활동실적 보고』 p.1.

※2009 年 12 月の報告省令レートに基づき、100 ウォン=7.65 円で換算した。

## 6 機構図



(出典) 汝矣島研究所ウェブサイト>研究所紹介>組織 <<http://www.ydi.or.kr/>>

## 7 主な活動実績例 (2009 年度)

### ①研究・開発

研究期間	分野	主題	報告書の 頁数	備考
2008.12.11- 2009.1.23	政治	李明博政府の執政1年次の政策形態分析	135 頁	外部専門家への委託
2009.1.3-3.5	統一外交通商	南北関係正常化と韓半島の平和体制	140 頁	外部との共同研究
2009.1.14	労働	2009 年上半期の労使関係展望及び推進課題	5 頁	
2009.1.15- 3.18	政治	李明博政府の国政課題の推進方向	416 頁	外部との共同研究
2009.3.12- 19	文化観光	ニュース通信振興法の現況と発展方向	7 頁	
2009.4.1- 4.7	司法倫理	弁護士試験法案の争点事項と政策対案	6 頁	
2009.6.21- 25	財政経済 行政自治	地方所得税・消費税導入の方策	2 頁	
2009.6.30	保健福祉	地方の医療空白解消のための国選医療陣の配置に関する方策	3 頁	
2009.9.1- 10.30	政治	改憲問題に関する研究	116 頁	外部との共同研究
2009.11.2- 12.24	統一外交通商	南北関係の進展のための政策方向	10 頁	

(出典) 한나라당 여의도연구소 『2009 년도 정책연구소의 연간 활동실적 보고』 pp.2-7.

② 討論会 (一部のみ)

日時	場所	主 題	主な内容
2009.2.13	国会貴賓食堂	李明博政府の国政課題の推進方向	李明博政府の 100 大國政課題の点検及び今後の推進方向
2009.9.10	同上	改憲の方策	望ましい改憲の方策の模索
2009.10.13	国会議員会館 小会議室	雇用の創出	社会福祉の活性化を通じた雇用の創出
2009.12.1	同上	幼児の公教育	幼児の公教育を通じた少子化の解決の模索

(出典) 한나라당 여의도연구소 『2009 년도 정책연구소의 연간 활동실적 보고』 pp.8-9.

③ 学術會議・公聴会・懇談会 (一部のみ)

會議の別	日時	場所	主 題	主な内容
学術會議	2009.9.30	国会議員会館 小会議室	選挙制度・政党政治	選挙制度の改編と政党政治の活性化の方策
公聴会	2009.11.9	同上	寄付文化	寄付文化の活性化のための立法の改善
懇談会	2009.7.21	研究所会議室	農食品の流通の革新	FTA 批准の準備、農食品の流通の革新
懇談会	2009.12.13	同上	ニューメディア	ニューメディア活性化による政策広報

(出典) 한나라당 여의도연구소 『2009 년도 정책연구소의 연간 활동실적 보고』 pp.9-13.

④ 上記のほか、政策の公募活動、世論調査等を実施している。

## 韓国民主党的政策研究所

### 1 根拠法令

#### 政党法第 38 条

「①政治資金法第 27 条の規定に基づく補助金の配分対象政党（以下、「補助金配分対象政党」とする）は、政策の開発・研究活動を促進するために中央党に別途法人として政策研究所（以下、「政策研究所」とする）を設置・運営しなければならない。

②国は、政策研究所の活動を支援することができる。」

#### 政治資金法第 28 条第 2 項

「經常補助金の支給を受けた政党は、その經常補助金の総額の 100 分の 30 以上は、政策研究所（政党法第 38 条（政策研究所の設置運営）による政策研究所をいう。以下同じ）に…（中略）使用しなければならない。」

#### 党憲第 68 条

「①党の理念と政策の実現、政策の開発、中長期戦略の樹立、党員の教育と研修のために別途、財団法人の政策研究所（以下、「研究所」とする）を設置、運営する。②研究所の理事長は、党代表が担当し、研究所長等、主な人員は最高委員会の議決を経て、党代表が選任するが、党務委員会の承認を得なければならない。③研究所の研究成果は、党と一般国民が利用できるように公開しなければならない。④研究所の構成と運用等、必要事項は、研究所の定款で定める。」

### 2 名称

民主政策研究院

所在地：ソウル市永登浦区永登浦洞 6-133（賃貸）

### 3 主な業務

- ①党の理念・路線、韓国社会の発展戦略及び主要な政策懸案の研究
- ②党の公約の作成
- ③オン・オフライン上の政策ネットワークの構築と管理
- ④政策路線に立脚した人材養成及び教育
- ⑤国際交流事業
- ⑥政策資料の出版及び広報

### 4 人員（2009 年度）

研究員数	
博士級	17
修士級	12
その他	24
合計	53

（出典）민주당 민주정책연구원 『2009년도 정책연구소 연간활동실적 보고』 p.2.

### 5 経費（2009 年度）

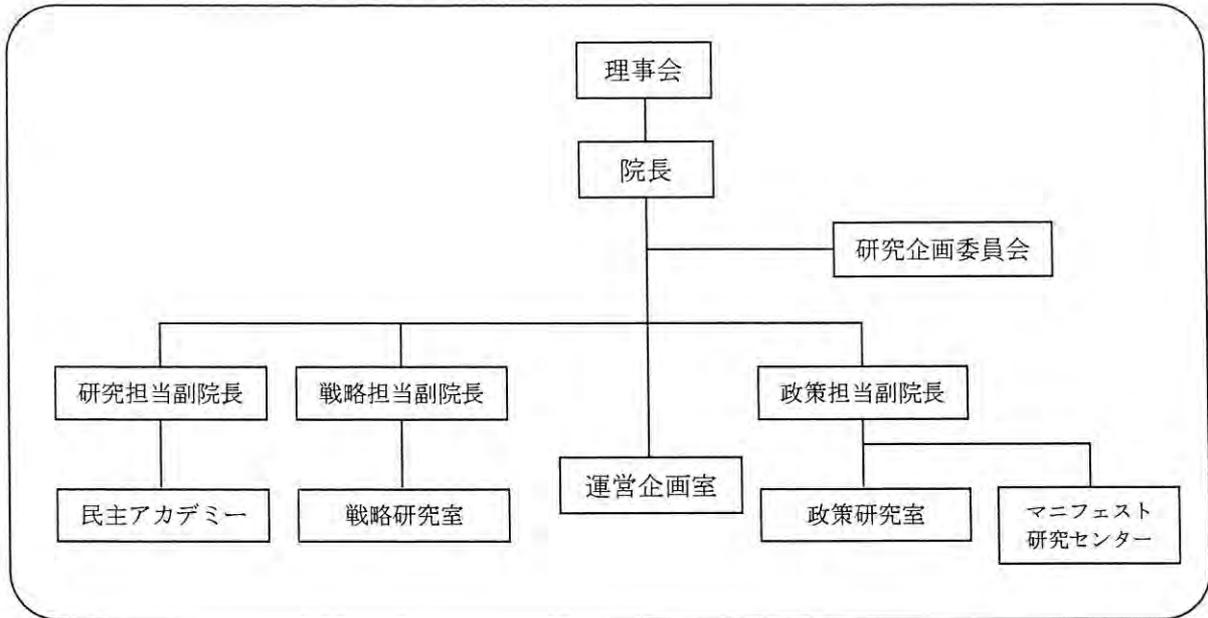
（単位：ウォン）

収入				支出	残額
政党支援金	その他収入	前年度繰越金	計		
3,882,971,926 （約 2 億 9700 万円）	124,648,540 （約 950 万 円）	439,229,904 （約 3400 万 円）	4,446,850,370 （約 3 億 4000 万円）	4,128,775,293 （約 3 億 1600 万円）	318,075,077 （約 320 万円）

（出典）민주당 민주정책연구원 『2009년도 정책연구소 연간활동실적 보고』 p.2.

※2009 年 12 月の報告省令レートに基づき、100 ウォン＝7.65 円で換算した。

## 6 機構図



(出典) 民主政策研究院ウェブサイト>研究院紹介>組織構成>組織 <<http://idp.minjoo.kr/idp/system01.php>>

## 7 主な活動実績例 (2009 年度)

### ①研究・開発

研究期間	分野	主題	報告書の頁数	備考
2009.1.1-4.24	政治	韓国社会の新しい政治ビジョンに関する研究	103 頁	外部専門家との共同研究
2009.2.2	環境労働	民主党の緊急救済プラン (雇用対策)	35 頁	外部専門家との共同研究
2009.4.18	企画財政	米国の景気後退とオバマ政府の対応	15 頁	
2009.6.30	政治	有権者の志向分析及び階層別得票戦略の樹立のための研究	22 頁	
2009.7.24	環境労働	非正規職の問題と民主党の対案	3 頁	
2009.10.8	政治	ヨーロッパの社会民主主義政党の現況と2009年ドイツ総選挙の分析	6 頁	
2009.11.12	保健福祉	社会福祉分野のブランド政策	11 頁	
2009.11.24	企画財政	雇用創出 税金の控除	6 頁	

(出典) 민주당 民主政策연구원 『2009년도 정책연구소 연간활동실적 보고』 pp.3-7.

### ②討論会 (一部のみ)

日時	場所	主題	主な内容
2009.2.19	国会	李明博政府の1年、危機の大韓民国	民主主義の危機、朝鮮半島平和の危機、国民経済の危機
2009.7.1	国会	検察と司法改革	裁判所と検察の改革、法務部と検察との関係の再構築等
2009.9.3	国会	京仁運河の社会的検証	運河の経済的問題、環境問題等

(出典) 민주당 民主政策연구원 『2009년도 정책연구소 연간활동실적 보고』 pp.16-17.

### ③懇談会・フォーラム (一部のみ)

会議の別	日時	場所	主題	主な内容
懇談会	2009.1.23	国会	雇用対策	雇用創出の模索
懇談会	2009.5.11	ソウル江南	メディア関連法	メディア関連法への対応
懇談会	2009.11.20	国会	日本・民主党の政策	失われた10年と日本・民主党の政策
フォーラム	2009.4.2	国会	世界経済危機と韓国	金融派生商品の禁止論理と

			經濟	金融資本主義体制の全般的 問題点の考察
フォーラム	2009.11.3	国会	メディア法の憲法裁 判所の判決	憲法裁判所のメディア法の 判決に対する民主党の対応 等

(出典) 민주당 민주정책연구원 『2009년도 정책연구소 연간활동실적 보고』 pp.9-15.

④上記のほか、教育・研修活動、世論調査等を実施している。

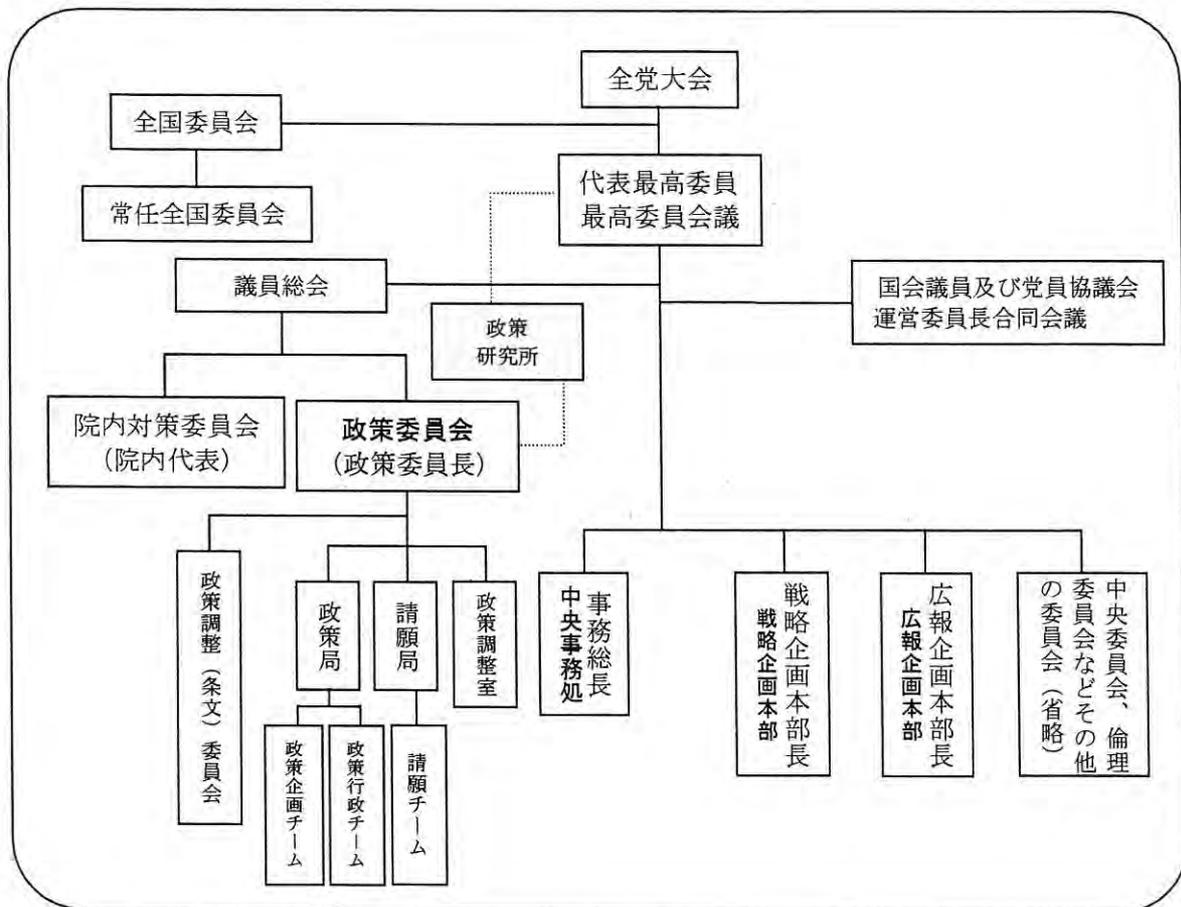
## 韓国のハンナラ党及び民主党の政策委員会

### 1 ハンナラ党

#### (1)根拠法令

党憲第 87 条（構成）、第 88 条（機能）  
政策委員会規程

#### (2)党内組織図（略図）



(出典) ハンナラ党ウェブサイト（組織機構図）より一部を抜粋。  
<[http://www.hannara.or.kr/ohannara/hannara/hannara\\_06.jsp](http://www.hannara.or.kr/ohannara/hannara/hannara_06.jsp)>

#### (3)構成等（党憲第 87 条、政策委員会規程第 2 条）

- ・ 議員総会の傘下に設置される。
- ・ 委員長 1 名、若干名の副委員長<sup>1</sup>及び各政策調整委員長を置く。
- ・ 委員長は、議員総会で院内代表との「同伴出馬当選制（院内代表と政策委員会委員長の候補者が 2 人 1 組で選出される制度）」により選出される。任期は 1 年である。副委員長は、委員長の推薦で議員総会の議決を経て、院内代表が任命する。
- ・ 委員会は、委員長、副委員長及び各政策調整委員長のほか、党所属の国会議員、学識・経験のある党员の中から委員長の推薦に基づき、院内代表が任命する若干名の委員等で構成される。

<sup>1</sup> 平成 23 年 2 月現在、副委員長は 3 名置かれている。

- ・各政策調整委員長は、国会の常任委員会及び常設の特別委員会の幹事<sup>2</sup>が原則として兼任し、院内代表により任命される。

#### (4)権限

- ①党の政策の研究・審議及び立案
- ②政府の政策に対する検討及び対案の提示
- ③法律案、大統領令案、予算案、国民生活又は国家経済に重大な影響を及ぼす政策案に対する党と政府の政策協議又は検討業務
- ④議員立法の研究及び審議
- ⑤党の政策に関する諮問事項の審議
- ⑥請願業務の処理
- ⑦上記①～⑤に関する対外広報

#### (5)会議の種類

##### (i)全体会議（政策委員会規程第4条）

- ・政策委員会所属委員の全員で構成される。
- ・党の綱領及び全国規模の選挙の政策公約等の主要政策懸案を審議する。
- ・全体会議は、最高委員会議<sup>3</sup>の協議を経て、代表最高委員（党代表）が要求又は委員長が必要と認めたとき、委員長が召集する。

##### (ii)委員長団会議（政策委員会規程第5条）

###### (a)構成等

- ・委員長、副委員長、政策調整委員長で構成される。
- ・原則として週に1回開催されるが、委員長が必要と認めた場合随時開催される。

###### (b)職務

- ・党の主な政策方針の樹立及び調整
- ・党の立法事案の立案及び審議
- ・党の主な政策決定に対する意見の提示
- ・政策委員会の財政に関する協議及び調整
- ・党と政府間の協議に関する業務

#### (6)政策調整（条文）委員会

##### (i)構成（政策委員会規程第6条）

- ・各政策調整委員会は、政策調整委員長1名、3名以内の副委員長及び関連する政策調整室長等で構成される。
- ・政策立案及び党と政府間の協議に関する活動支援のために、各政策調整委員会に所管の国会常任委員会別に首席専門委員、専門委員、審議委員等、必要な人数の政策立案研究委員が置かれる。

##### (ii)職務（政策委員会規程第7条）

- ・国会常任委員会の立法及び政策活動支援と調整
- ・公約等の政策立案
- ・党と政府間の政策協議及び調整
- ・能動的な民意の収斂と政策の反映
- ・党の政策研究所である汝矣島（ヨイド）研究所との有機的な政策研究活動

##### (iii)会議の招集等

- ・政策調整委員会は、政策委員会委員長の要求又は政策調整委員会委員の3分の1以上の要求があったとき、又は当該政策調整委員長が必要と認めたとき招集される。
- ・政策調整委員会の会議は、委員の過半数の出席と出席委員の過半数の賛成により議決される。

<sup>2</sup> 幹事とは、国会の常任委員会及び特別委員会に置かれる委員長に次ぐ職位である。国会の委員会には委員長1名のほか、会派別に1名ずつ幹事が選任され、委員長に事故があったとき代理を務める。

<sup>3</sup> 党内の最高意思決定機関として党務を統括、調整する。代表最高委員（党代表）、院内代表、最高委員6名、政策委員会委員長から構成される。

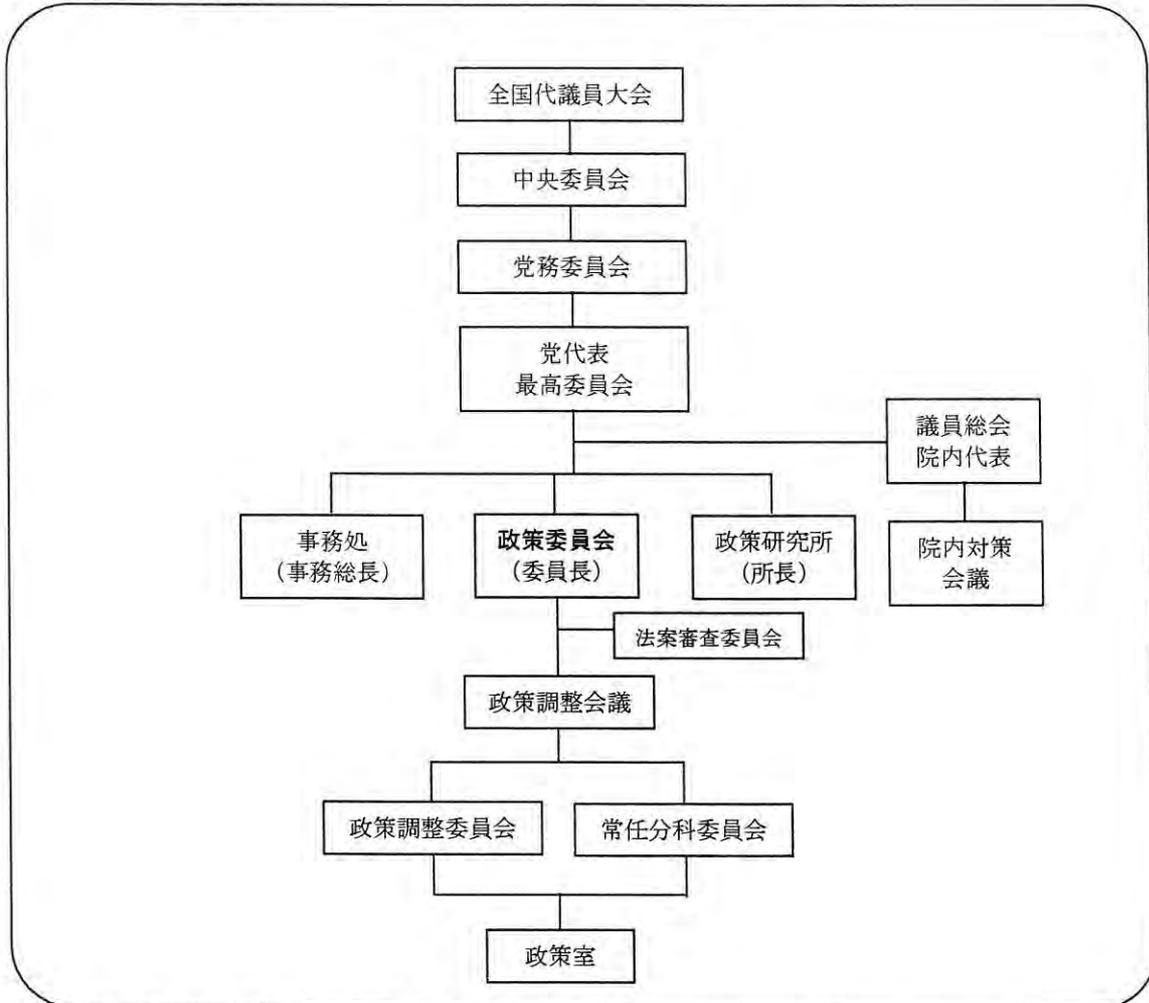
## 2 民主党

### (1) 根拠法令

党憲第 42～49 条

中央組織規程（党規第 3 号）第 64～72 条

### (2) 党内組織図（略図）



(出典) 民主党ウェブサイト>民主党紹介>組織機構図<<http://www.minjoo.kr/intro/organization.jsp>>の一部を抜粋。

### (3) 構成等（党憲第 42 条、中央組織規程第 42 条）

- ・ 党所属の国会議員と院外の政策委員で構成される。
- ・ 委員長 1 名、若干名の副委員長（うち 1 名は首席副委員長）を置く。副委員長のうち 1 名は、政策研究所の政策部所長を兼任する。
- ・ 委員長は、党代表が最高委員会の議決を経て任命する。副委員長は、委員長が推薦し、党代表が最高委員会の議決を経て任命する。

### (4) 権限（党憲第 43 条）

- ① 党の綱領と基本政策の実現に必要な事項の調査、研究、審議及び立案
- ② 党の政策及び選挙公約の立案
- ③ 法律案等の国会に提出される議案の審議
- ④ 党と政府の政策に対する党と政府間の協議及び政府政策に対する検討と対案の提示
- ⑤ 政策広報等、その他政策委員会の活動と関連する事項

### (5) 政策調整会議（中央組織規程第 64 条）

- ・ 党の常任及び特別分科委員会間（(7)を参照）の政策調整のために招集される。

- ・政策委員会委員長、首席副委員長、各政策調整委員長、分科委員長及び党代表が任命する若干名の政策委員で構成される。

(6)政策調整委員会（党憲第 45 条、中央組織規程第 66 条）

- ・円滑な政策立案のために政策委員会の下に設置される。
- ・政策委員会委員長の指示を受けて、党と政府間の政策協議、政策調整及び政策立案に関する業務等を行う。
- ・委員長 1 名、若干名の副委員長、首席専門委員、専門委員、審議委員等で構成される。
- ・政策調整委員会の数と担当分野については、政策委員会委員長が提案し、最高委員会の議決を経て、党代表が決定する。ただし、委員会の数は、6 以下とする。

(7)常任及び特別分科委員会（党憲第 46 条、中央組織規程第 67 条）

- ・政策委員会委員長の指示を受けて、国会法が定める常任委員会の所管事項に関する業務を総括、指揮する。
- ・国会議員と党代表が任命する院外の政策委員で構成される。
- ・常任分科委員会の委員長は、当該分科に対応する国会の常任委員会の委員長が務める。ただし、委員長がいない場合は幹事が務める。
- ・常任分科委員会の数と名称及び所管事項は、国会法が定める常任委員会に準ずる。
- ・政策委員会委員長が党務の特定の事項を調査、研究、審議するために必要と認めたとき、常任分科委員会と別途、特別分科委員会を設置することができる。

(8)政策室（中央組織規程第 69 条）

- ・政策委員会委員長の指示を受けて、政策立案、立法支援等の業務を担当する。
- ・政策室には、室長と事務担当者置かれる。

■市民政策提案フォーラム

政策形成とシンクタンク –市民セクターの強化に向けて

■日時:2013年3月14日(木)15:00~17:00

■会場:衆議院第2議員会館 多目的会議室

■主催・共催:市民がつくる政策調査会・市民セクター政策機構

□特定非営利活動法人 市民がつくる政策調査会(市民政調)

〒102-0082 東京都千代田区一番町 9-7 一番町村上ビル 6F

TEL●03-5226-8843 FAX●03-5226-8845

E-mail●shimin@c-poli.org URL●<http://www.c-poli.org/>

□市民セクター政策機構

〒156-0044 世田谷区赤堤 4-1-6 赤堤館 3F

TEL●03-3325-7861 FAX●03-3325-7955

E-mail●yone-k@cpri.jp URL●<http://www.cpri.jp>

市民政策提案フォーラム  
「政策形成とシンクタンク—市民セクターの強化に向けて」

## 「情報公開制度」の政策形成

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス  
理事長 三木 由希子

### 情報公開クリアリングハウスとは

- 前身は、1980年設立の情報公開法を求める市民運動
- 1999年5月の情報公開法制定を機に、組織改編・改称を行い、1999年12月に現在の形態となる。
- 市民の知る権利の擁護を目的とし、公的機関の情報公開・個人情報保護に係る制度の整備、運用監視、制度利用者の支援、制度の活用、調査、意見表明が主な活動内容
- 公的機関の情報公開・個人情報保護を勧めることで、開かれた政府の実現と、人と社会を変革することを目指す

## 現在の活動の焦点

- 福島第一原子力発電所事故に関連する公文書の収集(公表情報と情報公開請求による公開)とそれらのアーカイブ化
- 衆議院の解散により廃案となった改正情報公開法案の改正内容の実現
- 福島第一原発事故に関連する公文書の体系的保管と歴史文書化

## 情報公開制度のこれまでの流れ

年	出来事
1979年	自由人権協会による「情報公開要綱」発表
1980年	情報公開法を求める市民運動発足
1981年	市民運動が「情報公開権利宣言」「情報公開八原則」を発表
1982年	自治体で最初の情報公開条例制定(山形県金山町)。以後徐々に自治体での情報公開条例制定の動きが広がる。
1995年	行政改革委員会行政情報公開部会設置
1996年	行政改革委員会「情報公開法要綱案」
1997年	情報公開法案国会提出
1999年	情報公開法成立(5月)
2001年	情報公開法施行(4月)
2002年	独立行政法人等情報公開法施行(10月)
2004年	情報公開法の制度運営に関する検討会

## 行政透明化検討チーム

- 情報公開法改正内容の検討のために内閣府に設けられたもの
- 座長は行政刷新担当大臣。政務三役（行政刷新担当大臣、内閣府・総務省の政務次官、首相補佐官）、有識者、オブザーバー（研究者と民主党衆議院議員）で構成
- いわゆる第三者機関ではなく、大臣が示した「改正の方向性」について検討をして、改正内容の取りまとめを行う場

### 【従来と異なる点】

- 情報公開請求を使う側としての当事者が議論に加わっていること
- 所管（本来は総務省）を超えた改正議論の枠組み
- 各省庁は意見提出を求めるという形で参加（一部の省庁が  
シニアアドバイザー）



## 情報公開法改正の方向性

- 2005年に民主党が提出した情報公開法改正法案がベース
- 情報公開法の目的の明確化と情報公開請求する市民の側の権利強化
  - ①知る権利、透明性、監視と参加
  - ②不開示規定の見直し
  - ③請求に対する決定期限の短縮、決定延長手続きの見直し
  - ④開示請求手数料の原則廃止、開示実施手数料の減免
  - ⑤訴訟にインカメラ審理の導入 など



## 市民の意見をどう反映するのか？

- 「情報公開」は必要だというレベルの合意形成は、およそあらゆるレベルでできている
- では、「情報公開」をどう実現するのか？という具体的な政策レベルでは、立場によって許容範囲、求めることが異なる
  - 行政
  - 企業
  - 市民社会
  - 議会
  - 裁判所
- 情報公開制度は情報公開請求を行う請求者の存在なしには機能しないという課題と、当事者の異なる利害を想定した制度設計をどう調整するのか？

## 市民シンクタンクの果たす役割

- 政策を実現するということは…
  - ✓ 問題・課題の優先順位を決めるということ
  - ✓ 採用されるものと、採用しないこと・あきらめること・見送ることの選択をすること
- 誰の目線に立って政策を作るのか、どういう目線の長さで政策を作るのかという多様性を確保することは非常に重要
- 政策作り＝情報の取捨選択を行うことになるので、様々な基準での取捨選択が必要
- シンクタンクが偏ったセクターにしかないことの弊害は大きい



# 「一人ひとりを包摂する社会」特命チームについて

内閣官房長官

内閣官房副長官

## 「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム

平成23年1月18日設置

座長：福山哲郎 内閣官房副長官

座長代理：辻元清美 内閣総理大臣補佐官  
湯浅 誠 社会的包摂推進室室長  
清水康之 社会的包摂推進室室長代理

構成員：関係府省審議官級

神田裕二 内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当）  
山内健生 内閣府大臣官房審議官（経済社会システム担当）  
太田裕之 内閣府大臣官房審議官（共生社会政策担当）  
市川正樹 内閣府经济社会総合研究所総括政策研究官  
大石利雄 総務省大臣官房総括審議官  
前川喜平 文部科学省大臣官房総括審議官  
生田正之 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部長  
寺尾 徹 厚生労働省社会・援護局総務課長  
伊奈川秀和 厚生労働省政策統括官（社会保障担当）付参事官

オブザーバー：  
松浦大悟 参議院議員

連携

## 社会的包摂推進室

平成23年4月1日設置

室長  
湯浅 誠

室長代理  
清水康之

◎被災者生活支援特別対策本部の体制

本部長◎ 松本防災担当大臣	仙谷内閣官房副長官	TEL:03-3581-4571 内閣府本府庁舎B1F
事務局長◎ 平野内閣府副大臣	片山総務大臣 辻元首相補佐官	

**班名（主な所掌）**

- ①統括調整・広報（統括、関係機関との連絡、国会対応、広報）
- ②統括調整Ⅱ（その他連携調整）
- ③物資調整Ⅰ＜燃料＞（燃料の被災地の要望把握及び調整、調達）
- ④物資調整Ⅱ＜食料品、日用品＞（食料品、日用品等の被災地の要望把握及び調整、調達）
- ⑤医療・福祉＜広域医療調整を含む＞（医療、福祉関係の広域搬送調整等）
- ⑥運輸・通信＜輸送活動調整を含む＞（輸送、補給、通信）
- ⑦自衛隊調整（自衛隊による輸送調整等）
- ⑧海外支援受入（海外からの要員、物資の受入れ）
- ⑨支援受入＜その他企業、ボランティア＞（企業、ボランティアの支援受入※震災ボランティア連携室との連携）
- ⑩二次避難・避難者支援（二次避難関係、その他避難者支援・学校等避難所）
- ⑪地域Ⅰ（地域との窓口Ⅰ※宮城県・その他の県）
- ⑫地域Ⅱ（地域との窓口Ⅱ※岩手県・福島県）

内閣府 / 気仙沼市と市内で活動する

NPO・NGO・ボランティア団体の懇談会 参加者（参加団体）

内閣府

- 長谷川 彰一 内閣府 大臣官房審議官（防災担当）
- 藤井 直樹 内閣官房 震災ボランティア連携室参事官
- 稲田 幸三 東日本大震災復興対策本部 宮城現地対策本部 事務局次長
- 森 毅彦 内閣府 政策統括官（防災担当）付企画官（災害応急対策担当）

気仙沼市

- 菅原 茂 市長
- 加藤 慶太 副市長
- 大和田 一彦 総務部長
- 伊藤 丈人 保健福祉部長
- 熊谷 直恵 企画部長
- 千葉 正光 唐桑総合支所次長
- 畑中 章 本吉総合支所次長
- 熊谷 修一 高齢介護課長
- 熊谷 和江 健康増進課長
- 菊田 若子 まちづくり推進課長

NPO（NGO/ボランティア団体：順不同）

- NPO法人森は海の恋人
- 気仙沼ボランティアネットワーク 聖敬会
- 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（宮城県災害ボランティアセンター）
- 社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会（気仙沼市災害ボランティアセンター）
- 特定非営利活動法人国際協力NGOセンター（JANIC）
- 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（「支援P」）
- 天理教災害救援ひのきしん隊 / 唐桑ひのきしんセンター
- 金光教首都圏地震等災害ボランティア支援機構
- 国際救援 NGO AAA アジア&アフリカ
- 特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン（WVJ）
- 社会福祉法人大阪ボランティア協会
- FIWC 唐桑キャンプ
- RQ 市民災害救援センター（唐桑/登米）
- ぱぐ生活支援サービス（特定非営利活動法人 IVY 気仙沼）
- 特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（JPF）
- 日本赤十字社 東日本大震災復興支援推進本部
- 気仙沼311まるごとアーカイブ
- 唐桑ボランティア団
- 特定非営利活動法 SONERS
- 特定非営利活動法人 SEEDS Asia
- 公益社団法人 Civic Force
- 特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター（JVC）
- 特定非営利活動法人とちぎボランティアネットワーク
- 特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会
- 特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン（PWJ）
- 公益社団法人日本国際民間協力会（NICCO）
- 公益社団法人シャンティ国際ボランティア会（SVA）

◎震災ボランティア連携室・震災ボランティア連携チームの体制図

